

毎週火、金曜日発行（但休日相当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇規則 鳥取県職員の停年に関する規程等を廃止する規則
- ◇訓令 訓令及び訓令甲の廃止
- ◇告示 失業保険法適用除外者肥料検査の結果告示の廃止
- ◇教委告示 定例教育委員会の招集
- ◇敍任及び辞令 小谷敬吉外

規則

鳥取県職員 of 停年に関する規程等を廃止する規則をここに公布する。

昭和二十九年二月二十六日

鳥取県知事 西尾愛治

鳥取県規則第九号

鳥取県職員 of 停年に関する規程等を廃止する規則
次に掲げる県令及び規則は、廃止する

鳥取県職員 of 停年に関する規程（昭和二十四年四月鳥取
県規則第三十号）

昭和七年法律第十三号ニヨル恩給更生手続（昭和七年十
二月鳥取県令第五十一号）

町村長其ノ他ノ者ヨリ知事ニ提出スル文書ノ取扱ニ関ス
ル件（昭和十七年七月鳥取県令第五十九号）

貸付金徴收規程（昭和七年九月鳥取県令第四十二号）
手数料徴收規程（昭和七年九月鳥取県令第四十号）

明治二十二年九月鳥取県令第九十四号（市町村及町村組
合区域名称並市町村役場位置ニツイテ）

市町村其ノ他効績表彰規程（明治四十二年八月鳥取県令
第三十九号）

社団及財団法人取締規程（明治四十四年十二月鳥取県令
第四十八号）
結核患者救療規程（昭和七年十月鳥取県令第四十五号）

掃除巡視採用規則（明治三十三年三月鳥取県令第十二号）
 學術研究等ノ爲メ細菌ノ培養試験ヲ行ヘントスル者認可
 ヲ受クヘキ件（明治三十四年七月鳥取県令第十九号）
 医師中毒患者診断ノ場合届出ノ件（明治四十三年六月鳥
 取県令第十九号）
 明治四十四年八月鳥取県令第二十六号（汚物掃除法ヲ準
 用スヘキ町ノ指定ニツイテ）
 壳藥取締法令施行細則（大正三年十一月鳥取県令第三十
 四号）
 阿片法施行細則（大正八年十一月鳥取県令第四十九号）
 防毒資材取締規則施行細則（昭和十五年四月鳥取県令第
 三十七号）
 医薬部外品等取締法施行細則（昭和二十二年十二月鳥取
 県規則第六十一号）
 花柳病予防法特例施行細則（昭和二十一年十月鳥取県令
 第七十七号）
 明治四十一年七月鳥取県令第三十二号（電気ニ関スル願
 届書ノ經由ニツイテ）

度量衡取締規則（昭和二年三月鳥取県令第十二号）
 麻類販売業者登録手数料及びわら工品並びに除虫菊乾花
 卸売業者登録手数料徴收規則（昭和二十四年十一月鳥取
 県規則第三百三号）
 種豚種付規程（大正九年十二月鳥取県令第五十五号）
 家きんコレラ予防規則（昭和二十五年五月鳥取県規則第
 三十号）
 製紙原料増殖補助規程（大正九年三月鳥取県令第十一号）
 五倍子取締規則（昭和二十二年五月鳥取県規則第十一号）
 鳥取県養蚕技術員規則（昭和十三年十一月鳥取県令第五
 十五号）
 自作農創設特別措置法施行細則（昭和二十三年五月鳥取
 県規則第三十三号）
 鳥取県道路工事受益者負担規程（昭和十三年四月鳥取県
 令第九号）
 鳥取県道路工事受益者負担規程施行細則（昭和十三年四
 月鳥取県令第十号）
 道路損傷負担金徴收規則（昭和二十三年四月鳥取県規則

第二十二号）
 果有浚渫船土運船貸付規程（大正十五年十二月鳥取県令
 第三百三十六号）
 質屋取締法施行規則（昭和二十三年三月鳥取県規則第十
 の三号）
 汚物掃除法施行細則（明治三十三年三月鳥取県令第十号）

訓 令

鳥取県訓令第三号

市 町 村 長
 本庁内 部 局 の 長
 甲類 附 属 機 関 の 長
 地 方 機 関 の 長

次に掲げる訓令及び訓令甲は、廃止する。
 昭和二十九年二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

県庁へ差出スヘキ人民願届書へ事実ノ調査報告等ヲ要ス
 ルモノノ外添書ヲ要セサル件（明治四十一年七月鳥取県

訓令第三十二号）
 小使被服属具貸与及給与規程（大正十四年七月鳥取県訓
 令甲第八号）
 市町村立小学校教員退職料及遺族扶助料法ニ関シ訓導ト
 同様ノ取扱ヲ受クヘキ者ノ件（明治二十五年五月鳥取県
 訓令第八十四号）
 稅務ニ関シ直接文書往復ノ件（明治三十年一月鳥取県訓
 令第八号）
 家屋賃貸価格調査規程（昭和四年五月鳥取県訓令甲第九
 号）
 果稅徴收及果稅外收入收納取扱手續（昭和七年九月鳥取
 県訓令甲第二十一号）
 果有財產ノ取得管理及処分事務取扱手續（昭和十九年三
 月鳥取県訓令甲第四号）
 諸收入收納取扱手續（大正十一年四月鳥取県訓令第十五
 号）
 明治二十四年六月鳥取県訓令第九十九号（市町村ニ於テ
 維持保存スル公園地内使用及其使用料徴收等ノ取扱ニツ

イテ)

明治三十七年十月鳥取県訓令第六十号(社団又ハ財団ヲ法人ト爲スニ付申請書ノ經由方申出ノ場合ノ取調ニツイテ)

市町村出納規程(明治四十一年七月鳥取県訓令第三十九号)

金庫管理規程準則(大正二年六月鳥取県訓令第二十八号)

学事視察規程(大正三年十二月鳥取県訓令第三十九号)

市町村巡視及出納檢閲施行手続(大正四年五月鳥取県訓令第七十三号)

本籍人並入寄留者ノ犯罪人名簿、禁治産者名簿及破産者名簿ヲ整備ノ件(昭和二年二月鳥取県訓令第十号)

市町村吏員印章規程(昭和八年十一月鳥取県訓令甲第十六号)

市町村長、市町村水利組合事務報告例中社会事業調査表等ニ関スル諸報告様式(昭和十三年三月鳥取県訓令甲第四号)

市町村税増徴条例準則(昭和十五年九月鳥取県訓令甲第二十八号)

二十八号)

鳥取県予算執行監査規程(昭和十八年四月鳥取県訓令甲第九号)

年次勤勞統計調査事務取扱手続(昭和十九年五月鳥取県訓令甲第十八号)

事業所統計調査事務取扱手続(昭和二十二年七月鳥取県訓令甲第二十七号)

市町村医設置標準(明治二十八年八月鳥取県訓令第九十三号)

衛生組合ニ於テ定メル規約ノ標準(明治三十一年一月鳥取県訓令第八号)

現任人生産、死産並死亡報告規程(昭和六年十一月鳥取県訓令甲第十三号)

鳥取県立花柳病診療所診療費及手数料徴收条例施行手続(昭和十五年四月鳥取県訓令甲第八号)

傳染病予防救治ニ従事スル者ニ手当ヲ給与スヘキ件(明治二十八年六月鳥取県訓令第六十三号)

傳染病予防救治ニ従事スル者ニ月手当ヲ給与スヘキ者ノ

範圍ノ件(明治二十八年七月鳥取県訓令第六十九号)

水害後衛生上ノ心得(明治三十一年九月鳥取県訓令第十一号)

明治三十二年三月鳥取県訓令第二十六号(赤痢病予防ノ方針ニツイテ)

明治三十二年十一月鳥取県訓令第一百十九号(鼠駆除ニツイテ)

明治三十二年十二月鳥取県訓令第二百五号(斃鼠ノ取扱ニツイテ)

胞衣埋没取締規則執行心得(明治三十三年一月鳥取県訓令第六号)

傳染病看護婦及消毒婦養成ニ関スル規程(明治三十三年三月鳥取県訓令第十六号)

鳥取市掃除巡視服務規程(明治三十三年三月鳥取県訓令第二十九号)

明治三十三年三月鳥取県訓令第三十号(掃除監視吏員採用等ノ報告ニツイテ)

掃除監督吏員ニハ他ノ事務ヲ兼掌セシムルコトヲ得サル

件(明治三十三年三月鳥取県訓令第三十一号)

明治三十三年四月鳥取県訓令第四十二号(鳥取市掃除監視吏員ノ服制ニツイテ)

明治三十三年四月鳥取県訓令第四十五号(鳥取市掃除監視吏員ノ職務章程中ニ規定スヘキ条項ニツイテ)

明治三十三年十一月鳥取県訓令第四百四号(市町村ニ於テ設備スル傳染病院隔離病舎ノ構造ニツイテ)

明治三十三年十二月鳥取県訓令第五百号(傳染病院隔離病舎及隔離所ニ於ケル食費藥価ノ徴收ヲシタルトキノ報告ニツイテ)

明治三十五年十一月鳥取県訓令第六十八号(虎列懼病予防ニツイテ)

癩予防ニ関スル法令施行手続(明治四十二年四月鳥取県訓令第二十六号)

米子町及倉吉町掃除巡視服務規程(明治四十四年八月鳥取県訓令第四十号)

米子町及倉吉町掃除監視吏員ノ採用、制服、証票ニ関スル件(明治四十四年八月鳥取県訓令第四十一号)

明治四十四年八月鳥取県訓令第42号(米子町及倉吉町掃除監視吏員ノ職務章程中ニ規定スヘキ事項ニツイテ)花柳病予防法特例施行細則取扱手続(昭和二十一年十月鳥取県訓令甲第三十七号)

屠場法施行規則細則取扱手続(昭和二十二年七月鳥取県訓令甲第四十四号)

売薬取締法令取扱手続(大正三年十一月鳥取県訓令第三十五号)

度量衡取締規則施行手続(昭和二年三月鳥取県訓令甲第十三号)

結核患者治療規程施行手続(昭和七年十月鳥取県訓令甲第三十号)

気象通報取扱手続(昭和十五年三月鳥取県訓令甲第七号)大正二年九月鳥取県訓令第四十号(五倍子繁殖奨励並採取ニツイテ)

公有林野整理規程(大正七年八月鳥取県訓令第四十一号)明治二十六年四月鳥取県訓令第六十一号(船舶沈没、破壊等ノ際ノ報告ニツイテ)

船鑑札ニ関スル事務取扱方心得(明治四十年七月鳥取県

訓令第十九号水利組合設置手続(明治四十一年九月鳥取県訓令第六十一号)

明治四十一年十二月鳥取県訓令第七十七号(水利組合法ニ依リ不均一ノ賦課ヲ爲シ又ハ組合内ノ一部ニ対シ賦課スルコトヲ議決シ許可ヲ稟請スルトキ添付スヘキ書類ニツイテ)

各廓修繕工事処理方(大正六年一月鳥取県訓令第二号)大正十年十月鳥取県訓令第三十三号(変更又ハ廃止シタル道路ノ路線ヲ処分シタルトキノ報告ニツイテ)

道路法第五十二条但書ノ規定ニ依リ監督官庁ノ認可ヲ受クルコトヲ要セザル件(昭和二年三月鳥取県訓令甲第十四号)

明治二十四年十月鳥取県訓令第五百十八号(沿海沙漠ニ生スル「ボウフ」、「バレン」草ノ蕃殖ニツイテ)

明治二十九年九月鳥取県訓令第二百二十三号(沿海沙漠ニ生スル「バレン」、「ボウフ」草ノ蕃殖ニツイテ)

寺院宝物古器物古文書目録帳書式(明治二十四年十月鳥取県訓令第五百二十二号)

質屋取締ニ関スル法令執行心得(明治二十八年十月鳥取県訓令第三百三号)

明治三十二年十一月鳥取県訓令第一百十八号(水難救護法ニ依リ国庫ノ所得トナルヘキ金員ヲ生シタル場合ニツイテ)

明治二十七年九月鳥取県訓令第四百一十一号(小学校生徒ノ体育及衛生ニツイテ)

公立学校処務規程(大正二年十月鳥取県訓令第四十四号)学校歯科医ノ設置並職務及服務ニ関スル規程(昭和二年二月鳥取県訓令甲第八号)

学校看護婦ノ設置並職務及服務ニ関スル規程(昭和二年二月鳥取県訓令甲第九号)

市町村立小学校長及正教員ノ命免並補職ニ関スル辞令式(昭和七年七月鳥取県訓令甲第十三号)

学校建築物ノ管繕並保全ニ関スル件(昭和十年三月鳥取県訓令甲第三号)

学校職員備人等身体検査規程(昭和十三年一月鳥取県訓令甲第二号)

告示

鳥取県公立学校職員徽章様式(昭和十六年四月鳥取県訓令甲第九号) 学校総合視察規程(昭和十六年七月鳥取県訓令甲第十五号)

鳥取県告示第六十号

失業保険法(昭和二十二年法律第四百十六号)第七条及び同法施行規則(昭和二十四年労働省令第六号)第六条第一項第三号の規定により失業保険法の適用を除外される者は、次のとおりである。

昭和二十九年二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

次に掲げる市町に雇用される者であつて国家公務員等に對する退職手当の臨時措置に關する法律(昭和二十五年法律第四百一十一号)に準じ退職手当を支給される者。

市町名 適用年月日

倉吉市 昭和二十八年十月一日

根雨町 〃 〃 十一月一日
三朝町 〃 〃

鳥取県告示第六十二号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）（第三十条第五項の規定に基き昭和二十八年十二月及び昭和二十九年一月中に実施した肥料検査の結果は次のとおりである。

昭和二十九年二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

肥料の種類	保証票添付者	検査点数	内容不台格点数
硫酸アンモニア	住友化学工業株式会社	三	〇
塩化加里	東京貿易株式会社	一	〇
化成肥料	ラサ工業株式会社	六	〇
	神島化学工業株式会社	六	〇
配合肥料	株式会社多木製肥所	三	〇
	片倉肥料株式会社	三	〇
胡麻油粕粉末	四日市製油所	三	三

菜種油粕粉末 因幡製油所 三 〇
河瀬製油所 三 三

鳥取県告示第六十五号

次に掲げる告示は、廃止する。

昭和二十九年二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

家屋賃貸価格調査規則（昭和四年五月鳥取県告示第一百九号）

果有自動車貸付規程（昭和四年十一月鳥取県告示第二百八十二号）

昭和五年二月鳥取県告示第四十四号（家屋税調査員選挙人名簿、投票用紙、封筒ノ様式ニツイテ）

昭和六年八月鳥取県告示第二百九十六号（家屋賃貸価格調査令第四十七条ニ依ル第二次家屋税調査委員設置区域ニツイテ）

果有財産ノ取得管理及処分ニ関スル規則施行細則（昭和十九年三月鳥取県告示第九十八号）

昭和二十七年十月鳥取県告示第五百十号（出納長をしてその事務の一部を県出納員に委任させた事項について）
鳥取県町吏員恩給組合規約（昭和十八年四月鳥取県告示第六十六号）

鳥取県引揚者援護連絡本部規程（昭和二十一年六月鳥取県告示第二百五十三号）

昭和二十三年三月鳥取県告示第九十二号（民生委員の区域並びに委員の名称及びその定数について）

昭和二十四年八月鳥取県告示第四百五十五号（引揚者の秩序保持に関する政令の実施につき知事の指定する者の範囲について）

鳥取県授産事業審査委員会規程（昭和二十四年十月鳥取県告示第五百八十五号）

昭和二十一年十月鳥取県告示第四百三十六号（花柳病予防法特例施行細則第五条の規定による診療所の指定について）

花柳病予防法特例施行細則第五条の規定による業態者健康診断要項（昭和二十一年十月鳥取県告示第四百三十五号）

号）

昭和二十三年二月鳥取県告示第四十九号（墓地及埋火葬取締施行細則第四条に規定する大川の指定について）

昭和二十三年三月鳥取県告示第九十五号（医薬品等配給規則第二条第一項の規定により業務上医薬品等を使用する業者指定について）

鳥取県薬用植物栽培専業費補助要綱（昭和二十五年八月鳥取県告示第四百三十六号）

鳥取県工業用機械貸付規程（昭和十五年三月鳥取県告示第四百二十二号）

昭和十五年十一月鳥取県告示第八百二十七号（飼料販売取締規則ニ依ル飼料販売取締員ノ携帯スベキ証票について）

鳥取県金属材料試験規則（昭和十七年九月鳥取県告示第六百号）

鳥取県工作機械精度検査規則（昭和十七年九月鳥取県告示第六百一号）

負債整理組合規約例（昭和九年二月鳥取県告示第五十四号）

号)
販売ニ供スル種子用米麦ノ表示並検査ニ関スル件(昭和十九年七月鳥取県告示第四百二十一号)
鳥取県農業共済組合専任職員資格試験委員規程(昭和二十七年四月鳥取県告示第二百二十号)
鳥取県薪炭生産登録制実施要綱(昭和二十三年五月鳥取県告示第二百十七号)

鳥取県桑園整理改植助成金交付規程(昭和七年九月鳥取県告示第三百九十号)

昭和二十四年八月鳥取県告示第四百十三号(農地調整法施行規則第四十条の規定による証票について)

昭和二十四年九月鳥取県告示第四百八十七号(農地調整法第四条第二項第三号の三反歩を基準とする面積)

農用公共施設新設改良事業補助規程(昭和十二年九月鳥取県告示第五百二十九号)

早害緊急施設事業補助要項(昭和二十三年十二月鳥取県告示第六百十一号)

市町村総合指導班設置規程(昭和十一年十二月鳥取県告示第六百七十六号)

示第六百七十六号)
昭和二十三年一月鳥取県告示第二十五号(警察区劃について)

昭和二十三年一月鳥取県告示第二十六号(号警部及警部補並びに巡查部長派出所設置について)

昭和二十三年一月鳥取県告示第三十三号(警視を以て警察署長に充つる警察署指定について)

鳥取県告示第六十六号

昭和二十九年二月十九日臨時県議会の議決を経た昭和二十八年年度鳥取県歳入歳出追加予算は、次のとおりである。

昭和二十九年二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

昭和28年度鳥取県歳入歳出追加予算

歳入	地方財政平等交付金	2,106,692
歳出	地方財政平等交付金	2,106,692

6	国庫支出金	2,305,383
2	国庫補助金	2,305,383
歳入	合計	4,412,075
歳出	合計	4,412,075
6	国庫支出金	2,305,383
2	国庫補助金	2,305,383
歳入	合計	4,412,075
歳出	合計	4,412,075

昭和29年2月1日専決

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十七号

定例教育委員会を次のとおり招集する。

昭和二十九年二月二十六日

鳥取県教育委員会委員長 萩原治郎

一日 時 三月一日午前十時半

二場 所 県教育委員会議室

三議 題 昭和二十九年度予算について

その他

叙任及び辞令

鳥取県教育委員会事務局職員 小谷 敬吉

東部支所勤務を命ずる。

昭和二十九年二月十六日

鳥取県教育委員会

鳥取県教育委員会事務局職員 樽谷 欣二

学事課勤務を命ずる。

昭和二十九年二月十六日

鳥取県教育委員会

鳥取県教育委員会事務局職員 大村 勝

管理課勤務を命ずる。

昭和二十九年二月十六日

鳥取県教育委員会